

令和元年度 津市地域防災計画（津波対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	12	21	<p>第3章 津波災害予防計画</p> <p>第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>7 <u>津波避難スペースの確保（危機管理部）</u> 市は、津波による浸水被害等により避難所で収容しきれない多数の避難者を緊急かつ一時的に受入れるため、市有施設以外の施設も活用できるよう、更なる津波避難スペースの確保に努めます。</p> <p>8 <u>広域避難体制の整備（危機管理部、市民部、政策財務部）</u> 地震、津波等の大規模災害発生時には、沿岸部等の住民が高台にある避難所へ避難することが想定され、すべての避難者を</p>	<p>第3章 津波災害予防計画</p> <p>第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>7 <u>広域避難及び自動車避難の受入体制等の整備（危機管理部、市民部、政策財務部）</u> 地震、津波等の大規模災害発生時には、沿岸部等の住民が高台にある指定避難所へ避難することが想定され、すべての避難者を収容することが困難となります。そこで、津市産業・スポーツセンターや津南防災コミュニティセンターを広域避難の拠点や避難所として活用を図るほか、収容しきれない避難者を緊急かつ一時的に受け入れるための市有施設以外の施設の確保や避難者の移送体制の更なる確保に努めるとともに、広域避難計画を策定して広域避難体制を整備します。 また、避難行動要支援者を伴うなど、やむを得ず自動車での避難者の駐車スペースを確保して、自動車避難の受入体制を整備します。 (1) <u>広域避難対象域をおおむね4つの地域に区分し、1次的な避難場所（以下「1次避難場所」という。）と2次的な避難場所（以下「2次避難場所」という。）を選定します。</u> (2) <u>広域避難における1次避難場所への移動は、原則、徒歩によることとしますが、避難行動要支援者等で徒歩によることができない場合に備え、地域住民の共助による移動手段の確保を図ります。</u> (3) <u>県有施設管理者の協力や民間事業者との災害応援協定の締結による2次避難場所確保に努めます。</u> (4) <u>自動車での避難者への対応について、民間事業者等の駐車場等を使用できるよう協力を求めます。</u> (削除)</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>収容することが困難となります。そこでオープンした津市産業・スポーツセンターを広域避難の拠点あるいは避難所としての活用を図り、建設計画中の(仮称)津市津南防災コミュニティセンターを広域避難の拠点として整備するほか、収容しきれない他地域からの避難者を、他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、沿岸地域からの広域避難計画を策定し、移送体制を整備します。</p> <p>ア 移送は、徒歩又は車両を使用して行います。</p> <p>イ 状況に応じて、三重県を通じて県が協定を締結している三重県バス協会に避難者の移送を要請します。</p> <p>ウ 市は、移送手段確保のため、大型輸送車両等を有する民間事業者との応援協定の締結に努めます。</p> <p>エ 要配慮者に配慮し、移送先を決定します。</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p>	<p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p>
2	27	表中	<p>第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○ 東南海地震と南海地震が数時間から数十時間の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、災害の拡大防止に向けた地震への対応を図ります。 (新設)</p> </div> <p>(新設)</p>	<p>第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○ 東南海地震と南海地震が数時間から数十時間の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、災害の拡大防止に向けた地震への対応を図ります。</p> <p>○ 南海トラフ地震の多様な発生形態に備え、国が南海トラフ沿いの地域において地震の発生可能性が高まっている旨の情報を発表した場合には、その情報を活用し、被害軽減に向けた対応を図ります。</p> </div> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p> <p>1 市民への周知</p> <p>市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、</p>

No.	頁	行	旧	新
				<p><u>直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないよう、三重県の対応も踏まえた上で、情報の内容と取るべき対応を正しく住民に周知します。</u></p> <p><u>2 時間差発生に備えた避難の検討</u></p> <p><u>市は、直ちに避難勧告等の発令は行いませんが、三重県の対応も踏まえた上で状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、今後の備えについて注意喚起を行います。</u></p>